

お客さま各位

道銀キャッシュカード規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび北海道銀行では、平成29年12月18日(月)より道銀キャッシュカード規定を変更しますのでお知らせいたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

道銀キャッシュカード規定

2. 改定する条文

条文	改定前	改定後
14条	14.(カードの再発行) (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求める場合があります。 (2)カードを再発行する場合には、当行所定の発行手数料をいただきます。	14.(カードの発行・再発行) (1)当行は、カードの発行の申込みを受け、当行が承認したときに、カードを発行します。 (2)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求める場合があります。 (3)カードを新規に発行し、または再発行する場合、当行所定の発行手数料をいただきます。

3. 改定日

平成29年12月18日(月)

以上

ご不明な点は、お取引店舗またはお近くの当行窓口までお問い合わせください。